

## 島田市保育料について

- 島田市では、年齢制限、所得制限を撤廃し、同一生計であれば、第2子保育料半額、第3子以降保育料を無償としています。
- 保育料は、原則として児童の父母の市民税額等と児童の年齢区分、保育の必要量（標準時間・短時間）により決定されます。父母の税額が不明な場合、算出根拠となる課税資料がないため児童の年齢の最高額の保育料を納めていただく場合がありますので、ご注意ください。  
※父母ともに市民税非課税（ひとり親の場合は父または母の税参照年度の給与収入が103万円未満）で同居の祖父母がいる場合は、その祖父母の収入が多い方の市民税額で算定します。
- 修正申告等により市民税額が変更となった場合や世帯の状況が変更となった場合は、保育支援課まで申し出てください。
- 世帯を別にしている子どもがいる場合には、保育支援課まで申し出てください。
- C階層～D5階層で、在宅の障害を有する者のいる世帯の場合は、保育料が軽減となります。障害者手帳等を保育支援課まで御提出ください。
- 保育料を決定する際の市民税額については、調整控除以外の税額控除は反映しない金額としています。
- 毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税額をもとに保育料を決定します。  
4月～8月分：令和4年度市民税額  
                  （令和3年1月1日～令和3年12月31日の所得から算定）  
9月～3月分：令和5年度市民税額  
                  （令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得から算定）
- 保育所の場合は、原則として月末に口座振替にて島田市が徴収します。認定こども園及び地域型保育事業の場合は、施設へ直接支払います（支払方法や時期については施設により異なります）。
- 保育料を納付期限までに納めない場合については、延滞金が発生することがあります。納付期限を守ってお支払いください。



# 〇令和5年度（2023年度）島田市保育料



1号認定は新制度に移行した幼稚園・認定こども園（幼稚園部）、  
 2・3号認定は保育園・認定こども園（保育園部）に通園する子どもの保育料です。  
 ※国の幼児教育保育無償化により、3～5歳児のすべての子どもと、0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償化されています。

令和3年4月

階層区分	定義	3号認定 0～2歳児		2号認定	1号認定
		標準時間	短時間	3～5歳	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0		
B	市民税非課税世帯	無償化			
C	市民税所得割非課税世帯	11,600 (5,800)	11,400 (5,700)		
D1	市民税所得割課税世帯	12,600 (6,300)	12,300 (6,150)	無償化	無償化
D2		14,600 (7,300)	14,300 (7,150)		
D3		16,600 (8,300)	16,300 (8,150)		
D4		23,000 (11,500)	22,600 (11,300)		
D5		25,000 (12,500)	24,500 (12,250)		
D6		27,000 (13,500)	26,500 (13,250)		
D7		29,000 (14,500)	28,500 (14,250)		
D8		32,000 (16,000)	31,400 (15,700)		
D9		35,000 (17,500)	34,400 (17,200)		
D10		38,000 (19,000)	37,300 (18,650)		
D11		41,000 (20,500)	40,300 (20,150)		
D12		43,000 (21,500)	42,200 (21,100)		
D13		45,000 (22,500)	44,200 (22,100)		
D14		48,000 (24,000)	47,100 (23,550)		
D15		58,000 (29,000)	57,000 (28,500)		
D16		62,000 (31,000)	60,900 (30,450)		
D17		67,000 (33,500)	65,800 (32,900)		
D18		72,000 (36,000)	70,700 (35,350)		

## 備考

- ① ( ) 内の金額は第2子の児童の保育料です。第3子以降の保育料は無料です。第何子の数え方は子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数えます。
- ② 母子・父子世帯又は在宅の障害を有する者のいる世帯の保育料は次のとおりとなります。C階層は0円、D1～D5階層は、0～2歳児標準時間5,800円、短時間5,650円。D1～D5階層の第2子以降は無料とします。
- ③ この保育料のほか、各園によって給食費などの実費徴収や特定負担、延長保育料等がある場合があります。
- ④ 3号認定の保育料について、満3歳に到達した日の属する年度中の保育料は、引続き3号認定の保育料を適用します。
- ⑤ 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、各園が定めます。

島田市こども未来部  
 保育支援課Tel.0547-36-7195